



伊方町商工会だより

No.29

本 所：伊方町湊浦846
TEL：0894-38-0809
FAX：0894-38-1021

瀬戸支所：伊方町三机乙3003-6
TEL：0894-52-0738
FAX：0894-52-0738

開館日
火・木

三崎支所：伊方町三崎692
TEL：0894-54-0128
FAX：0894-54-1969

発行・編集
伊方町商工会
会員数282名
(令和4年4月1日現在)

第16回令和4年度通常総代会開催



[会長挨拶]

伊方町商工会 会長 井上 喜樹

平素は、伊方町商工会の事業運営全般にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、感染症の影響を受け、2年続けて書面会議となった通常総代会ですが、県の感染症対策緩和により、去る5月20日3年ぶりに通常開催いたしました。提出6議案の審議が行われ、すべての議案が可決されましたが、そのなかで令和5年3月末日の瀬戸支所閉所に係る「定款の一部改正」についてが承認されました。瀬戸支所閉所以降、瀬戸地域の皆様にはご不便をおかけいたしますが、商工会として最大限のサポートをしております。

2年余りに及ぶ感染症の蔓延により、町内のほとんどの事業所の業績や経営状態は、引き続き悪化の状況にあります。こうした経済環境の下、伊方町商工会では、感染症の影響を受けている事業者支援を最重要課題として取り組んでいます。国、県、町のコロナ対応支援策を最大限活用するための業務を優先的に実施すると共に、専門家による経営相談や給付金・応援金申請、商品券事業などに対応してきました。まだしばらくは、事業者への影響が継続すると予想されており、引き続き全力で支援してまいります。4月には南予きずな博がスタートしました。さらに今後佐田岬観光公社が取り組む各種観光事業を地域経済の活性化につなげたいと考えています。

また、経営発達支援計画を基本に、関係機関のご指導のもと、事業者支援がより一層スムーズに行える体制を整え、地域資源活用や販路開拓、事業承継、創業起業支援等の各種事業について、役職員一丸となり推進してまいります。最も身近な経済団体として、町内商工業者の皆様の支えとなれるよう、皆様と共に事業活動を展開してまいりますので、今後共ご支援ご協力のほど、何卒よろしくお祈り申し上げます。

結びに、会員事業所の皆様のご健勝とご発展を心からお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。

目 次

会長挨拶	1	商工会会員限定支援事業2	5
第16回令和4年度通常総代会概要報告他	2	小規模事業者持続化補助金他	6
青年部・女性部活動報告他	3	適格請求書(インボイス)制度他	7
商工会会員限定支援事業1	4	商工会共済制度ご紹介	8

第16回令和4年度通常総代会概要報告

第16回令和4年度伊方町商工会通常総代会が、5月20日(金)午後2時から伊方町生涯学習センター5階多目的ホールにおいて、伊方町長高門清彦様、伊方町議会議長小泉和也様、愛媛県議会議員高橋英行様初め、ご来賓をお招きし、総代52名(委任状出席を含む)出席のもと開催されました。

[提出議案]

第1号議案 令和3年度一般会計並びに特別会計収支補正予算書(案)決定の件

第2号議案 令和3年度事業報告並びに一般会計収支決算書
及び特別会計収支決算書承認の件

第3号議案 定款の一部改正の件(定款第34条の特別の議決)
令和5年3月31日をもって瀬戸支所を閉鎖するための議案を提出。
原案通り承認(賛成44名・出席者の2/3以上)

第4号議案 運営規約の一部改正の件

第5号議案 令和4年度事業計画(案)並びに一般会計収支予算書(案)
及び特別会計収支予算書(案)決定の件

第6号議案 令和4年度取引金融機関並びに借入金最高限度額(案)決定の件

上記議案全て、原案通り可決されました。

令和4年度重点目標

1. 経営発達支援計画に基づく伴走型支援強化
2. 地域商工業活性化の更なる実施
3. 事業持続力強化支援計画(BCP)認定機関として、事業所の計画策定支援
4. 職員の資質向上



青年部活動報告

第5回はなはな祭り

- 令和4年5月3日に、「佐田岬はなはな」にて開催。青年部は、夜の部において、生ビール、ジュースの販売出店協力をいたしました。
- 5千発の打ち上げ花火など、久々の町内イベントは大盛況のうちに終える事が出来ました。

女性部活動報告

第25回きらら祭り

- 令和4年5月29日に、道の駅きらら館にて2年振りに開催されました。女性部伊方支部は、綿菓子、フランクフルト、ポップコーンの出店協力を行いました。
- 大変盛況のため、当日追加購入したポップコーン、フランクフルトも含め、15時の終了時間より早めの完売となりました。



労働保険事務組合 優良職員支部会長表彰

中須賀香経営支援員

令和4年5月25日一般社団法人全国労働保険事務組合愛媛支部総会において、当会中須賀香経営支援員が、労働保険適用促進業務及び、労働保険事務の適正処理により、事務組合の健全な発展に寄与した功を認められ表彰されました。



福祉共済 特別優秀賞

当商工会は、福祉共済契約目標を2年連続して達成し、特別優秀賞受賞しました。





商工会会員の皆様に朗報です！

がんばる商工業者支援事業

の公募が開始されます！

小規模事業者が商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その販路開拓に取り組む費用の**2分の1(上限40万円)**を補助します。申請に必要な経営計画書・補助事業計画書等の作成については、商工会職員がお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

※補助金の採否については、事業の有効性等の観点から審査があります。



ショッピング機能付きのホームページを作成して、日本全国に販路開拓していきたい！



店舗の看板設置や内外装リニューアル工事によって、お客さんを惹きつけていきたい！

- 申請期間
令和4年6月7日(火)～8月31日(水)
- 事業期間
採択日～令和5年1月31日(火)



その他、機械設備導入・パッケージデザイン・チラシ作成等が補助対象として認められます。



何でも相談訪問事業の活用によって 専門家を派遣いたします！

相談事例

ネット販売のコツを知りたい！ 就業規則などの労働規則を見直したい！
特許出願や商標登録の方法を知りたい！ コストダウンを図りたい！

- 事業期間
令和4年6月7日(火)～令和5年2月28日(火)
- 留意点
 - ・1事業所2回まで派遣費用が無料です。但し3回目以降は有料となります。
 - ・手続きやデザインなどを専門家に委任する場合の費用は有料となります。



助成制度紹介

従業員や事業主自身の更なる能力・技術・資質の向上をお考えの方

人づくり研修支援事業

の募集を開始いたします(令和4年6月7日(火)より)。



●対象者

伊方町商工会の会員である中小企業の経営者及び後継者及び従業員

●対象となる研修等

資質向上等を目的とした公的機関等(中小企業大学校、愛媛職業能力開発促進センターなど。

※商工会に事前確認)が実施する研修・資格試験で、令和5年2月28日(火)までに終了するもの。

●対象となる経費

○受講料 1/2以内 (限度額：25,000円/一人あたり)

○受験料 1/3以内 (限度額：5,000円/一人あたり)

※1事業所の限度額：30,000円/年(年間4事業所程度)

●支給までの流れ

①支給申請書(商工会HPに掲載の様式1)を研修・受験実施日1週間前までに商工会へ提出

②内容を審査し、該当する案件について商工会から支給決定通知書を送付

③研修・受験終了後、速やかに請求書(商工会HPに掲載の様式3)及び受講・受験したことが判る書類(受講証明・領収書等の写し)を商工会へ提出

④確認後、ご指定の口座に送金

物産展や商談会に参加される事業所のみなさまへ

販路開拓・調査研究推進事業

で助成金が受けられます！



●対象期間 令和4年6月7日(火)～令和5年2月28日(火)

●対象となる経費

・県外の物産展等への出展に係る旅費・出展料等 ※個別交渉で自社のみの販売ブース設置等は不可

・県内外の先進事業所や研究機関・大学等へ視察・調査研究のために要する旅費

●助成金額

・1回につき上限5万円(1事業所・1グループ) ※1事業所(1グループ)2回まで

●助成金支払いまでの手続き(各種様式は商工会HPよりダウンロード可能)

・申請書(様式1又は2)を商工会へ提出し、採択決定後、事業を実施し、報告書(様式3又は4)を提出

当チラシに記載した各事業については、伊方町商工会会員のみが補助対象となります。

相談・お問い合わせは、伊方町商工会(中村・浜田)までご連絡ください。

TEL:0894-38-0809/E-mail:ikatacho-s@esci.or.jp

小規模事業者持続化補助金

<一般型> 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算

■補助対象

小規模事業者が路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

■補助上限

[通常枠] 50万円	[賃金引上枠] 200万円	[卒業枠] 200万円
[後継者支援枠] 200万円	[創業枠] 200万円	[インボイス枠] 100万

■補助率：2/3

■申請受付締切(予定)※予定は変更する場合があります。

- 第9回：2022年9月中旬
※事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：原則2022年9月上旬
- 第10回：2022年12月上旬
※事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：原則2022年12月上旬
- 第11回：2023年2月下旬
※事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：原則2023年2月中旬
- 電子申請の場合は、23：59まで受付。郵送の場合は当日消印有効。

申請書に添えて商工会が事業支援計画書（様式4号）を発行します。発行に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお手続きください。

商工会職員紹介



河野記帳指導員 菊池支援員 中須賀支援員
浜田指導員 梶田事務局長 中村指導員 山下支援員



事務局長
梶田 朋知

皆さん初めまして、この度事務局長に着任いたしました。商工会の業務については素人ですが、伊方町に生まれて60年の知識と経験を基に、職員と共に会員の皆様に親しまれ、少しでもお役に立てるよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

適格請求書(インボイス)制度が始まります。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

ご確認下さい。

※消費税免税事業者の場合、消費税課税選択届出提出が必須です。

- 請求書を発行する場合・得意先(売上先)に事業者がある方
※貴方の消費税課税・免税にかかわらず。
 - ➔ 貴方がインボイス発行をしないと、得意先が仕入税額控除を受けられなくなり**不利益**となる場合があります。
- 請求書を受領する場合・消費税課税(本則課税)の方
 - ➔ インボイスの発行を受けないと、貴方が仕入税額控除を受けられなくなり**不利益**が生じます。

適格請求書(インボイス)発行事業者登録は、e-Taxが便利です。消費税課税か免税かで登録期限が異なります。

書面(郵送)での登録は **インボイス登録センターまで**

〒760-0018 高松市天神前2番10号高松国税総合庁 ☎ 087-806-0160

ご相談は伊方町商工会又は国税庁コールセンターまで

➔ 軽減・インボイスコールセンター 0120-205-553 (9:00-17:00、土日除く)

新任職員あいさつ



経営指導員
中村 喜範

9年ぶりに伊方町商工会へ帰ってきました。地元の心地よい空気と温かい人達との触れ合いの中で再び仕事ができることに、大きな喜びを感じております。これから、事業者様の発展と伊方町の振興に寄与できるよう精一杯努めてまいります。



経営支援員
山下 翔之

4月より経営支援員として着任しました。まだわからないことも多く、日々勉強です。一日も早く会員様のお力添えとなれるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

商工会共済制度紹介

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の 商工会の福祉共済

毎月ご加入
いただけます!!

全国商工会会員福祉共済

総額による入院、手術等を補償します

シンプル
「がん」補償



総額による入院、手術等を補償します

トータル
「がん」補償



けがによる事故・後遺障害、入院、手術、通院を補償します

「けが」の
補償



総額による入院、手術等を補償します

「病気」の
補償



トータル「がん」補償、「病気」の補償は
新型コロナウイルス感染症も補償!

けが・病気・がん に しっかり備える

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ
加入できる特別な制度です!

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であつて健康な方が対象となります。

(「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)
※ただし2021年11月1日時点で満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。
「家族」とは、①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母、をいいます。
※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。



福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナクラブの会員になり、「ベネフィット・ステーション」(運営:ベネフィット・ワン)の優待サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで

※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店:株式会社ふるさとサービス

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL:03-3214-5710


引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:広域法人部法人第一課

東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4147

2021年9月作成 21-TC04668

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済



取引先の倒産から会社を守る制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円
まで貸付け
- 貸付条件は
無担保・無保証人
- 掛金は税法上
損金(法人)または必要経費(個人事業)に

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。


掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済 検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



2021.6

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

- 経営者のための
退職全制度
- 掛金は
全額所得控除
- 受取時も
税制メリット

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

他にもこんな特徴があります。


共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



2021.6